

國學院大學學術情報リポジトリ

シンポジウム「近代熊本の黎明」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梧陰文庫研究会, 山下, 重一, 高塩, 博, 小林, 宏, 山中, 至, 木野, 主計, 岩岡, 中正, 花立, 三郎, 田中, 啓介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001084

シンポジウム「近代熊本の黎明」

梧陰文庫研究会
(代表山下重一)

梧陰文庫研究会は、第百八回研究会を兼ねて、平成五年八月二十七日(金)に、熊本市メルパルク(郵便貯金会館)において「近代熊本の黎明」と題する公開シンポジウムを行なった。

参加者

久保正幡(東京大学名誉教授)、井上匡一(井上家代表)、山下重一、須藤茂、小林宏(法学部教授)、小原薫(同講師)、高塩博(日本文化研究所助教授)、山崎直美(同研究員)、木野主計(図書館主幹)、島善高(早稲田大学助教授)、伊藤勇人(別府大学教授)

日程

八月二十六日(木)マイクロ・バスにて熊本市内史跡見学。
岩岡中正熊本大学教授の案内で、(一)四時軒(横井小楠旧宅・記念館)、(二)ジェーンズ館、(三)徳富蘇峰記念館・大江義塾跡、(四)市立高等学校(井上毅生誕生地の碑、旧米田家庭園採釣園、

同校所蔵の井上毅などの文書見学)、(5)市立美術館(明治以来の熊本写真展開催中)を見学した。一時〜五時半の半日、熊本市内の史跡をめぐる、翌日のシンポジウムの絶好の伏線となった。同夜、熊本大学岩岡、山中至教授と共に夕食しながら懇談し、シンポジウムについての打ち合わせを行なった。

シンポジウム

シンポジウムの趣旨について、代表山下が八月二十三日付『熊本日々新聞』朝刊に書いた記事を再録する。

井上毅と近代熊本

山下重一

(國學院大学教授
政治思想史)

井上毅は天保十四年(一八四三年)、肥後藩家老の長岡監物家臣飯田権兵衛の三男として生まれ、幼名多久馬、後に井上茂三郎の養子となった。晩年に文部大臣になったが、彼の本領は、俊敏な法制官僚として岩倉具視、大久保利通、伊藤博文らの政治家を補佐し、明治政府の憲法制定、法制整備、国会開設、外交、条約改正など極めて多岐にわたって基本政策の立案に非凡な才能を発揮したことにあつた。

彼の残した膨大な文書は「梧陰文庫」(梧陰は彼の号)として井上家に大切に保管され、昭和三十二年に国学院大学に寄託された。同五十七年の大学創立百年に当たって、家蔵の史料も含めて全部寄贈された。その内容は、六千点の文書と八百冊の蔵書から成り、近代政治・法制史の極めて貴重な史料である。梧陰文庫の史料の中で特に重要なものは、『井上毅伝・史料篇』六冊として、同大学図書館から刊行され、その補遺篇二冊も近刊の予定である。

梧陰文庫研究会は、梧陰文庫の史料を多角的に分析する目的で、同五十五年、法学部有志によって設立されたが、現在まで

百回余りの研究会を重ね、他学部、他大学の同好の研究者の参加も次第が増えてきた。当初の研究を、井上毅が大きな貢献をした明治皇室典範の成立過程にしほり、『梧陰文庫影印・明治皇室典範制定前史』(同五十七年)、『同本史』(六十一年)を刊行。平成四年には、研究会百回を記念して十六人の会員による論文集『明治国家形成と井上毅』を世に問うた。また、数回にわたって関東地方各地に井上毅のゆかりの地を求めて見学と研究会を行ったが、今夏は、彼の生まれ故郷である熊本でシンポジウムを企画している。

今回のシンポジウムの狙いは、井上毅が生まれ育った熊本の思想的風土を再検討し、彼の思想形成過程を現地で考察することにある。幸い熊本近代史研究会の方々が全面的に協力してくださって、絶好の共同研究の機会が与えられた。シンポジウムの課題を井上毅だけにしほらずに、近世細川藩の法制や近代熊本におけるジェーンズの影響や徳富蘇峰の思想形成期をも対象に入れたのは、井上毅が育った熊本の知的風土とそこに生まれた多彩な思想を総合的に理解することが必要であると考えたからである。

井上毅は、木下犀潭塾と藩校時習館で学んだが、後にフランス語を学び、明治五年には司法省からフランスに派遣された。彼の政治ないし法思想は、フランスとドイツから多くを学んだのであるが、熊本時代の勉学は、彼の西洋思想受容の基礎として看過し得ないであろう。彼は、中央で法制官僚として活躍していた間も常に熊本に対する深い関心を持ち続けた。彼の熊本

での思想形成の跡を辿るためには、旧藩時代以来の高度の法制研究の伝統や学校党と実学党との対立の中に展開した儒学の各派の特色、さらには明治初期の熊本における西洋思想の受容の諸相などについて広い目くばりが必要とされるであろう。

われわれの研究会は、井上毅の憲法、皇室典範制定、条約改正、文相としての教育政策など多くの問題を取り上げてきたが、研究会の討論で常に問題とされたのは、井上毅の思想の基底にあった思考様式と彼の政治行動を規定していた行動パターンである。共同研究は十年余り続けられてきたが、未解決の課題はあまりにも多い。今回熊本でシンポジウムを企画したのは、当地の研究者の方々との交流を通じて、熊本の歴史を学び、井上毅研究の原点を深く再考したいと考えているからである。

シンポジウム「近代熊本の黎明」

第一部 近世の熊本(午前九・三〇―一二・〇〇)

報告一 熊本藩の刑法

高塩博

二 熊本藩と法的思考

小林宏

コメンテーター

山中至

司会

須藤茂

第二部 明治の熊本(午後一・〇〇―五・〇〇)

報告一 井上毅と近代熊本

木野主計

二 熊本洋学校とジェーンズ

田中啓介

三 大江義塾時代の徳富蘇峰

花立三郎

コメンテーター

小原薫

司会

以下に各報告の要旨を掲げる。

山下重一

熊本藩の刑法

高 塩 博

(国学院大学日本
文化研究所教授
日本法政学専攻)

熊本藩中興の英主細川越中守重賢しげかたの制定した「刑法草案」は、江戸時代の藩刑法典中の白眉と称される卓越したものである。

「刑法草案」は、熊本藩の宝暦改革の重要施策の一として次のような二段階の編纂過程を経て成立した。すなわち、宝暦三年(七五三)中に、藩主重賢より大奉行の堀平太左衛門に刑法編纂の命が下り、翌四年五月、堀は「御刑法草案」と名づけた二種の刑法典を提出した。これは本文が五十八箇条であるが、附録一条のものと附録二条のもの二種であった。そして、附録一条の方を宝暦五年四月より施行に移したのである。この「御刑法草案」は、弊害の多い追放刑をやめて笞刑や徒刑を採用するとともに、中国の明律を多く参酌して、熊本藩刑法としての基本事項を盛り込んだ応急的なものであった。「草案」という名称には未完成の簡略なものという意味が込められている。「刑法」という語を用いた日本最初の刑法典でもある。したがって、施行中に随時修正増補したので、最終的に本文六十六条となった。熊本藩は、このような「御刑法草案」の施行と並行して、より完成度の高い刑法典を目指してその編纂を開始した。遅くとも

も宝暦七年には編纂に着手したと思われる。まず堀平太左衛門が試案ともいふべき「律卹書」という草案を起草して基本方針を示した(一冊、本文七〇条附録一条)。ついで清田新助が主として明律を参考として四冊から成る第一次草案(一一編一三六条)を起草し、これに編纂委員が数々の意見を表明した。次に、その意見を参考としつつ、簡約を旨とした第二次草案を志水才助が起草した(三冊、八編九五条目一四一条)。この草案に対しても編纂委員が意見を述べ、藩の判例調査をも併せて行なった。この第二次草案において、今日知られる「刑法草案」とほぼ同じ内容を備えるに至った。この第二次草案に若干の修正を加えて成ったのが、今日一般に流布する「刑法草案」である。「刑法例書」「刑法卹書(盜賊・詐欺・奔亡・犯姦)」「刑法卹書(鬪毆・人命・雜犯)」の三冊、八編九五条目一四二条から成る。起草は再び清田新助が担当した。宝暦十一年(一七六一)十一月からの施行が確認できる。それ以後、熊本藩の刑事基本法として百十年の長きにわたって機能した。

編纂委員会は、大奉行兼中老の堀平太左衛門が責任者となつて自ら基本方針を提示し、四人の委員のうち清田新助、志水才助の両名は草案起草をも担当し、井口莊左衛門(註)と蒲池喜左衛門は委員として積極的に意見を述べた。他に刑法方根取差添の田上伊右衛門が判例の調査員として参加した。藩校時習館の教授秋山玉山や医学校再春館の教授村井玄朴も編纂に関与したと伝えられるが、それぞれ専門の立場から編纂委員会の諮問に応じた程度であつたと考えられる。

熊本藩「刑法草案」は、次のような点から日本刑事法史上にきわめて重要な意義をもっている。すなわち、(1)他の諸藩に先駆けて成立した刑法典であること。幕府の「公事方御定書」は寛保二年(一七四二)に一応できてはいるが、それに遅れることわずか十二年である。(2)中国の明律に多くを学び、形式・内容ともにすぐれていること。(3)江戸時代の中心的な刑罰で弊害が多かった追放刑を原則として廃止し、かわって教育刑的配慮を加味した徒刑の制度を創設したこと。(4)近隣の諸藩、とりわけ佐賀藩の徒刑、または遠く会津藩の刑政に濃密な影響を与えるなど、他藩の刑政に少なからぬ影響を及ぼしたこと。(5)明治初期刑法の成立に大きく貢献したこと。明治新政府は、「刑法草案」ならびに熊本藩訓訳の清律註釈書「大清律例彙纂」を主たる資料として、新政府の最初の刑法である「仮刑律」を編纂している。

さて次に、熊本藩徒刑と幕府の人足寄場との関係について述べようと思う。徒刑は犯罪者を施設に一定期間収容して労働を強制する刑罰である。自由を奪うので自由刑と呼んでいる。犯罪者を社会から隔離するので、社会防衛の効果も有する。宝暦五年施行「御刑法草案」は、眉なしと称する五等級の徒刑を定めた。一年、一年半、二年、二年半、三年である。徒刑囚の目印として眉毛を剃り落すのである。宝暦十一年施行「刑法草案」はこれに笞刑や入墨を併加して八等級とし、刑名も徒刑に改めた。

徒刑の具体的な内容は、天明元年(一七八一)冬の序文をも

つ「肥後物語」にもっとも詳細に記されている。同書は福岡藩の儒者亀井南冥(一七四三—一八一四、名魯、字道載)の著すところである。同書の「徒刑の事」によると、徒刑作業は有償であった。一日の労働に対して米一升を支給し、そのうちの五合を日々の食料とし、五合を役所が預って鬻付や草履などの必需品の購入代にあて、その餘るところを強制積立としたのである。そして釈放の際にその積立を銭に換えて与え、生業資金に充たさせた。釈放にあたっては、懇切に教諭を加えるとともに町方役人や郡代を呼び出してこれらに生業に就くための世話をさせている。要するに、熊本藩の徒刑制度は犯罪者の社会復帰を目的とした政策なのである。「肥後物語」は、「罪を悔るゆへ人柄を改るもの多しとなり」と伝えている。このような教化改善、授産更生を考えた自由刑は、まぎれもなく、近代的自由刑と称してよい。したがって、わが国における近代的自由刑は、宝暦五年(一七五五)四月、熊本藩において誕生したのである。ところが、近代的自由刑の淵源を幕府の人足寄場に求めるが今日の一般的見解である。人足寄場は江戸の町にあふれる無宿を隅田川河口近くの石川島に設けた施設に収容し、収容者に作業を与えて仕事を覚えさせ、改善の実のあがったことを見定めただで釈放するという授産更生の施設である。老中松平定信の発意により、火附盗賊改の長谷川平蔵が具体策を建言して、寛政二年(一七九〇)二月に創設された。後には犯罪者も収容した。

寄場の制度は、作業が有償であること、その賃金を積み立て

において釈放時の生業資金に充当させたこと、社会復帰を目的としたこと、そのために收容者を教化改善するという改善主義の思想に貫徹されていたこと等、その根幹となる施策と精神が熊本藩の徒刑制度と共通している。これは老中松平定信が熊本藩徒刑についての知識を持ち合わせており、そこからも学ぶところがあつたからであると考えられるのである。

以下に、熊本藩徒刑制度が松平定信の耳目に触れる機会が少なくなかつたであろうということを述べよう。第一は、松平定信と細川重賢の間柄である。二人とも越中守を称すが、この二人は互いの屋敷を行き来し、書簡の遣り取りをして「経済(経世済民のこと)」「政務の要」を語り合う仲であつた。たとえば、定信は自叙伝「宇下人言」の中で、「このとき細川故越中守(重賢)、松平越後守(康致・作州津山藩主)などに、いともねもころに交りて経済のことなどかたりあふ。たび／＼予が亭へも来り給ふ」と述べている。「このとき」とは、天明四年(一七八四)春のこと、定信二十七歳、重賢は最晩年の六十五歳である。

定信は前年十月に奥州白河藩十一万石を継いで、この年はじめてお国入りをしようとしている時のことである。重賢は当時、「肥後の鳳凰」と称賛され、名藩主の誉れが高かつたから、領国経営について互いに話し合ったというよりも、私淑する大先輩重賢に対し、「経済」「政務の要」について定信が教えを乞うたということであろう。従つて、重賢の話の端に「刑法草書」という制度が出て来たとしても不思議ではない。

第二に、寛政元年(一七八九)十月、「刑法草書」編纂の統轄

者で、熊本藩宝曆改革の立て役者であつた堀平太左衛門に対し、定信は幕府からのお褒めの言葉を送達している。この時、定信は老中となつて幕府の寛政改革を推し進めており、平太左衛門は七十四歳で家老の地位にあつた。その後まもなく二人は会見し、定信は熊本藩の統治について、平太左衛門に種々の質問を發している。定信が熊本藩の諸政策に少なからぬ関心をはらつていたことが窺われるのである。

第三に、松平定信は白河藩が寛政三年十月に創立した藩校立教館の初代教授に、熊本藩出身の本田東陵(一二二五—一九六)を起用した。東陵(名常安、通称辨助、別号蘭陵)は、熊本藩の藩校時習館の初代教授秋山玉山の弟子で、明和八年(一七七—)から白河藩に仕えていた。したがつて、立教館を創立するにあつて、範を時習館にとるところがあつたと言われている。定信は、本田東陵を通じて熊本藩のことを聞き知ることができたのである。

熊本藩徒刑の内容をもつとも詳しく記した書は、前述の「肥後物語」である。著者亀井南冥は、福岡藩政の参考に資するため、藩主黒田治之に捧呈する目的で本書を著し、少なくとも天明元年(一七八一)冬までには脱稿していた。「肥後物語」は早くから流布して広く読まれたらしい。「国書総目録」「古典籍総合目録」には併せて五十一の伝本が著録されている。

人足寄場の創設以前、松平定信もまた「肥後物語」を閲読した形跡がある。目黒道琢という医者が本書を定信に提出したからである。このことは、永青文庫(熊本大学附属図書館寄託)

に所蔵する「肥後物語」の一本に、入手の経緯を記した付札があり、それによって判明する。付札の記者は、熊本藩の学者中山山之進(一七六一―一八一五)である。山之進(名昌礼、号黙齋)は、江戸遊学中の寛政二年(一七九〇)正月、目黒道塚より本書をもらい受けた旨を記すが、付札には次のような一節が見られる。

(肥後物語は)江戸中にも方々流布仕候様見聞仕候、道塚は白川侯御出入之者にて御座候間、彼方にも差出申候由承申候、

目黒道塚(一七二四―一九八、名尚忠、号飯溪)は、会津藩出身の町医ながら、幕府医官多紀氏の経営する医学校躋寿館で医経を講じており、寛政三年、幕府医学学校医学館が創設されると共に助教に任じられた人物である。森鷗外の史伝小説で著名な井沢蘭軒の医学上の師でもある。道塚が「肥後物語」を定信に提出した年月日を確定することはむづかしい。道塚は定信の老中就任(天明七年六月)以前よりその許に出入りしていたから、天明五・六年頃、定信が「肥後物語」に接した可能性も否定できない。とにかく、人足寄場の設立以前に、定信が「肥後物語」に接していたことは間違いないのである。

松平定信と熊本藩をめぐる以上の諸状況から察するに、定信は熊本藩徒刑制度の具体的な内容について豊富な知識を持っていた可能性が強い。この考えにして誤りがなければ、定信が人足寄場を創設するにあたり、現に実績をあげている熊本藩徒刑を参考としたことはあまりにも当然のことである。わが国にお

ける「近代的自由刑」は、宝暦五年(一七五五)、熊本藩徒刑として誕生し、寛政二年(一七九〇)創設の幕府人足寄場はそれが大きく展開した一場面であったと言えるよう。

熊本藩と法的思考

小林 宏

(国学院大学教授)
(日本法制史)

熊本藩の大奉行、堀平太左衛門は、開明的な藩主、細川重賢の下でいわゆる宝暦の改革を遂行した。その際、藩法典「刑法草書」を制定するに当って、従来の威嚇主義、重刑主義的な政策を改め、犯罪者個人の改善を志向し、犯罪と刑罰との関係についても、均衡のとれた合理的な基準をつくることを意図した。その為には、旧来の追放刑や死刑の内容を改め、且つ右以外にも新しい刑種を増補し、更にそれらを細かく段階に分けて、それぞれの犯罪に対応せしめる必要があった。

堀は新しい刑罰体系をつくるに際し、経書や中国律の五刑制を採用した。しかも堀の起草した「刑法草書」にみえる笞・徒・墨・追逐・死という五刑の各々の内容は、一方においては時代の要請を受けてつくられたものであるが、他方においては経書や中国律にその拠り所が求められた。例えば墨刑のうち、手首に加える入墨は明律に拠ったものであり、額に加える入墨、即ち額刺墨は、周礼の鄭注や尚書の孔伝に拠ったものである。又、我が国自由刑の源流といわれる有名な「眉なしの刑」(徒刑)も、その教育刑的な性質は周礼の制に基づいている可能性が高い。

このように「刑法草書」に始めて五刑という枠組みを導入したことは、当時最も権威のある経書の五刑という形式をそのまま踏襲したということであって、そこに当藩立法者の思考における安定性、堅固性をみることが出来る。一方、その五刑の内容が当藩独自のものであることは、経書のもつ五刑の内容を個別具体的事情にに応じてつくり変えているということであって、そこに当藩立法者の思考における柔軟性、弾力性をみることが出来る。しかもこの個別具体的事情に即して立法された五刑の内容も、それが恣意的につくり出されているのではなく、究極的には経書に結びつけられているところに、右の思考における安定性、堅固性と柔軟性、弾力性との両側面が経書という法的ドグマを介して、バランスよく統合されている様相を窺うことが出来る。

このような熊本藩における法的思考様式は、その後、「刑法草書」の規定を改めて行く場合にも認めることができる。例えば当藩では寛政二年(一七九〇)、除墨の制が定められ、特定の犯罪を除いて、手首並びに額に施された入墨は、五ヶ年間、生業に就いて改悛の情が著しいものに對しては、吟味の上、それを除去することが許された。当藩では、この新しい除墨の制をつくるに際し、やはり清律の条例にみえる除墨の規定を「前蹤」として、それに依拠することを以って「刑法草書」改正の為の理由づけとした。又、文化十四年(一八一七)、刑法方奉行は額刺墨が受刑者の教化改善、社会復帰という見地からして好ましくなく、これを廃止すべしという意見書を藩庁に提出した。そ

の意見書には、右にみるような類刺墨廃止のための実質的な理由と共に更に明律には類刺墨の制のないこと、及び周代の類刺墨の制には受刑者に対し生業が与えられて生活の保障が為されていること等が指摘され、当藩の類刺墨の制がそれらに違反していることが併せて述べられていた。即ち「刑法草書」の規定を改正する場合においても、その重要な改正には、やはり経書や中国律に溯つて、そこに改正の理由づけが求められたのである。

以上みるように、熊本藩では時代の要請を受けて法的決定を行う場合においても、それを恣意的に行うのではなく、当時の人々によって支持されている権威あるルールや法的基準に依拠して、それを行おうとする傾向が顕著である。そこに当藩において法的思考が強く働いているということができよう。

このような熊本藩の法的思考様式は、その後、遙か奥州の会津藩にも受け継がれた。会津藩の天明・寛政改革における推進者は、家老、田中玄宰であるが、彼は藩主の参勤に従つて江戸に在つた際、熊本藩の堀と親交を結び、その推薦によつて同藩出身の儒者、古屋普陽に師事した。田中は改革に当り、熊本藩の宝暦改革をモデルとして、寛政二年(一七九〇)、藩法典「刑則」を制定した。この「刑則」においても、刑罰体系は笞・杖・徒・肉・死という五刑制がとられ、とくにその徒刑は徹底した教化改善主義を建前としている。又、右の五刑の採用に当つては、時代の要請を受けた、それなりの実質的な理由があつたが、それと同時に中国律や経書に溯つて、その採用を正当化する理

由づけが一々求められた。

更に右に述べた熊本藩の法文化は、明治期に至つて、当藩から出身した有能な法制官僚井上毅が西歐法を摂取して近代的な立法作業を行った際にも、影響を及ぼしているようである。例えば、井上は皇室典範の第一条を立法するに当つて、従来の女帝制を廃止して、皇位継承者の資格を皇統に属する男系の男子に限定した。このことは我が国古来の皇位継承法を大きく変更するものであり、その変更の主たる理由は当時の国情とプロイセン、ベルギー等、サリツク法の国々の王位継承法の導入によるものであつた。しかし当時の人々の考え方からすれば、皇位継承規定の立法上の根拠は、あくまでも「祖宗の常憲」(「皇室典範義解」)、即ち我が伝統法でなければならなかつた。この両者を整合する為に井上のとつた論法は、皇位継承法は「祖宗の常憲」に拠るべきであるにも拘らず、従来の我が女帝制はそれに拠つていないというものであつた。それは熊本藩の立法者が前述の類刺墨の制を改めるに当つて、類刺墨の制は周の制に拠るべきであるにも拘らず、現在当藩で行われているその制は周礼にみえる類刺墨の制に合致していないという理由づけを以つてしたのと同様である。しかも熊本藩の大奉行、嶋田嘉津次は、この類刺墨の制の改正を指して、「新儀と申してハ無之」とし、決して新例を開くものではないと強調している。井上もまた「皇室典範義解」において、皇位継承の有資格者を男系の男子に限り、女帝制を廃止することを指して、「先王の遺意を紹述する者にして苟も新例を創むるに非るなり」としている。熊本

藩立法者の法的思考様式は、やはり井上にも受け継がれているように思われる。

高塩・小林報告へのコメント

山中 至

(熊本大学教授)
日本法制史)

ただいま紹介にあずかりました熊本大学法学部の山中でございます。高塩先生、小林先生のご報告について、若干お時間を戴き、私の問題関心にひきよせた観点から、見解を述べさせて戴き、コメントに代えさせて戴きます。

すでに皆様ご存じのように、熊本藩の刑法典「刑法草書」については、つとに牧健二、金田平一郎、八重津洋平、手塚豊の諸氏による先駆的業績があります。またテキストも京都大学から公刊されています。これらの業績により、「刑法草書」が江戸時代の明律系刑法典の代表的なものであり、またわが国で最初に近代的自由刑を採用した法典として、当時においても、全国的に高名であったこと。さらに明治維新後の刑法典である「仮刑律」編纂にも大きな影響を与え、日本刑法史上高く評価されていること、また「刑法草書」における刑罰体系などが、明らかにされました。また鎌田浩氏によって、従来利用されていなかった刑事判決集や藩政記録などにより、熊本藩の全期を通じての刑政の展開について、鳥瞰図が提示されました。本日の二つの研究報告は熊本藩法、とりわけ「刑法草書」の研究史上つ

ぎのような意義をもつもの、換言すれば従来の研究をつぎのよ
うな領域において進展させたものと考えられます。時間の都合
によりご報告の要旨を再度逐一申し上げることは割愛させて戴
きますが、私の問題関心にそって、簡単に整理すればつぎのよ
うになるかと存じます。

まず高塩報告ですが、第一にこれまで非常に曖昧であった「刑
法草案」の成立過程を明らかにされたこと。殊に宝曆十一年施
行の「刑法草案」、天保十年施行の「刑法草案」の各種草稿を検
討され、編の構成、あるいは刑罰体系の異同、付札などを分析
され、成立過程に合理的回答を与えられたこと。この点につき
ましては、高塩先生は大部な論文をすでに発表されておりまし
す。第二に「刑法草案」制定の意義については、江戸時代の中心
的な刑罰で弊害が多かった追放刑を原則として廃止し、かわって
教育刑的配慮を加味した徒刑の制度を創設し、これが日本にお
ける近代的自由刑の誕生と評価できること。これが主たる主張
であったと思います。この点について、少し付言いたしますと、
追放刑を廃止し徒刑を採用した理由として、「刑法草案」の序文
などには、追放刑により生活の場を追われ困窮のすえ、再び犯
罪を犯した者を死刑に処するのは、寔に陥れて殺すことに等し
いことになるという思想が窺えます。また「刑法草案」編集の
責任者堀平太左衛門は刑法を公布することにより犯罪の予防を
考えていたようです。「民は依らしむべし、知らしむべからず」
という封建法の特質やさらに明治期の「仮刑律」でさえ公布さ
れなかつたことを併せて考えますと、「刑法草案」の意義はこの

あたりにもあるように私には思えます。第三に熊本藩徒刑の制
度と松平定信の幕府人足寄場の関係ですが、この点は従来あま
り主張されていなかったことです。細川重賢と定信との密接な
関係について、「宇下人言」など引用され、書簡のやりとりの事
実があること、定信と堀平太左衛門との会見の事実があること、
白河藩の藩校・立教館の初代教授に熊本藩の儒者本田東陵が採
用になっていいること、「肥後物語」が早くから流布しており、定
信もそれを読み、徒刑を知ることができたであろうこと。これ
らの諸点から高塩氏は熊本藩徒刑の制度が幕府人足寄場の創設
に影響していること、否、むしろ採用されたのではないかとい
う仮説が検証されています。これは従来よりも随分と踏み込んだ
研究といえます。

つぎに小林報告ですが、別の論考の中で、熊本藩における中
国法の機能について考察されています。そこでは、明清律の機
能として、「刑法草案」を補充する法源であったこと、量刑の尺
度であったこと、法規の改正や新しく立法する場合の正当化の
根拠法とされたこと。またその前提として、熊本藩では、明清
律だけでなく古法としての周礼が権威ある法、良き古き法とし
て受容されていたことを主張されています。今回の報告でも、
この見解をさらに発展させられ、熊本藩では、時代の要請によ
り、法の改正や新しく立法する場合に、それを恣意的に行うの
ではなく、当時の人々によって支持されている権威あるルール
や基準、すなわち明清律や周礼などの経書に依拠して行おうと
したのであり、そのような法的思考が強く働いていること。具

体的に述べますと、五刑制もそうですが、徒刑も明律を採用したというよりも思想的には周礼に淵源をもつと考えられるのではないか、また類刺墨の廃止にも周礼の思想が窺えるという点とです。さらにこのような熊本藩における法的思考は明治期の井上毅にも、彼の近代的立法作業の中にも看取できるようなのである。このような論旨であったように思います。幕府法では、「御定書」は量刑の尺度と考えられており、実際の刑事判決を見ましても、構成要件の差異などにより刑罰の軽減加重があります。そこで裁判の基準となつていきますのは先例であり、中国法ではありません。この点、熊本藩の場合と大きく異なるように、言葉を換えれば、ここに熊本藩法の特徴の一つがあるように、私にも思えます。

このように本日両先生のご報告は暫く低迷していた熊本藩刑法研究に新たな波をひきおこしたものと評価できるので、最後に、両先生に私の問題関心からは是非解明して戴きたい希望を申し上げて結びといたします。第一に熊本藩で形成された儒教思想、とりわけ天道思想や法というものの考え方、またその学派の全国的な展開状況などを明らかにして戴きたいこと。その解明は、明治(前)期の裁判において法源とされた「条理」とは何か、の解明につながるように思えます。第二に熊本藩法曹や井上毅にみられる、新法の定立をいかに古き法から導きだしてくるか、この法の発見にみられる法的思考様式の特徴が、わが国の近代以降の法解釈学にどのような影響を与え、あるいはそれをどのように規定することになったのか、このよう

な領域についても、将来、ご高見を戴きたいと思えます。以上で終ります。

報告とコメントの後、質疑に入り、熊本刑法の近代志向性を促進した理由を問う質問に対して、小林氏は、宝暦改革の当事者堀平太左衛門が異色の儒学者片岡朱陵の弟子であったことを指摘し、経書の実際政治への応用がその学派の特色であったこと、また藩校開設と刑法制定が同時期で人的な交流も密接であったことの意味を強調した。これを受けて久保正幡氏は、時習館と刑法方との人的時代的相関の重要性を指摘し、当時の熊本藩は、法学の本領を心得ていたと結んだ。

近代熊本の黎明と井上毅

木野主計

(国学院大学図書館長
日本法制度史)

明治国家形成のグランドデザイナーであった井上毅は出身地熊本の近代化に於いても目配りを忘れることはなかった。井上毅を育てた熊本藩の教育制度に彼は矜式と信憑を生涯持っていた。それは井上の師であった木下犀潭の家塾と熊本藩の藩費時習館の教育に彼は並みではない深い矜誇を保持していたからである。近代熊本に黎明を齎した木下塾については余り研究がなされていない。そこで、シンポジウムの意見発表では木下犀潭の家塾の内容と実態についての省察の結果と犀潭の門下生達に近代熊本に与えたインパクトファクターの実体を明らかにすることに努めた。更には藩費時習館の教育制度とその実質について言及した。次いで従来知られていなかった西南事変と井上毅の関係とその事変によって灰塵に帰した熊本復興のために設立された力食社の創設の経緯及び肥後国権主義の結社である紫涙会創立の経過と紫涙会が興した齊々費創学の事歴に関して意見を發表した。

一 近代熊本を築いた木下塾

熊本藩の学制によれば藩費時習館の教官になると藩費へ進学

する生徒を養成する官塾を経営する資格を付与された。木下犀潭は嘉永元年(一八四八)十月に藩の学校方奉行より時習館に出校して会説を司掌するように命じられた。翌年十二月には木下は時習館助教となり熊本の坪井新道に勘定奉行より官費の給費を受けて官塾を興した。以来、嘉永五年三月には外坪井に塾を移し、安政四年五月には京町柳川丁に塾を構えた。木下が亡くなった慶応三年までに木下塾で学んだ塾生は門人帳である『門生名籍』によると九百人に及んでいる。入塾した子弟の資格を見ると、家老・藩士の所謂士分格の子弟は八十九名、足軽・徒士の卒分格の子弟は六十名、陪臣格の子弟は九十六名、郷士格の子弟は五十一名、医師子弟は五十名、神職子弟が十七名、僧侶子弟は五名等身分資格に関係なく塾生が勉強していた。熊本藩以外の他藩出身の子弟は『門生名籍』によると、久留米藩三十六名、佐賀藩二十六名、延岡藩十五名、天草領十五名、柳川藩十三名、長州藩十三名、諫早藩九名、大村藩七名、小城藩六名、桑名藩六名、長崎領五名、人吉藩五名、豊後高田藩五名、武雄藩四名、多久藩四名、蓮池藩四名、宇土藩四名、日出藩三名、今治藩三名、岩国藩三名、相良藩三名、島原藩三名、飫肥・岡・福岡・白杵・清末・秋月の各藩から二名宛、一名の子弟が入塾している藩には長州須佐・備中岡山・芸州広島・肥前鹿島・都城・佐伯・松浦等の各藩の出身者がいた。しかし、万延二年七月以後は藩の学校方奉行は官塾への他藩出身の子弟の入門は禁止したので其処で途絶えた。

二 近代熊本を築いた木下塾の門下生達

木下塾に入門した塾生達の中には、所謂府藩県の三治時代に熊本藩政を担当した実学党の門人、更には敬神党で神風連の乱に散った門人、西南事変の疾風怒濤の嵐に巻き込まれて散華した門人、西南戦争後の士族救済のために肥後力食社を興した学校党の門人、実学党に潰された藩費時習館に代わる学校として東肥子弟の教育のために興した齊々齋に尽くした学校党の門人達がいた。

木下塾の師匠である犀潭は「尤以党禍為戒、門人有結社往來者痛禁之、謂是非文明非国家之福也」と言つて熊本の所謂党派に門人の入るを固く戒めたのであるが、塾の卒業後は各門下生達は時習館の学理に馴染まず実学を目指した実学党・旧藩時代及び藩費時習館出身者で守旧的で佐幕攘夷派の学校党・国学で尊皇攘夷を主張した敬神党・明治六年以来人民の自由権を説く民権党等の四派に属して拮抗対立の内紛に与っていた。換言するならば、木下塾の子弟教育は所謂儒者流の頑迷固陋な偏狭の精神を以て教えることはなかつたという証左である。犀潭のこの教育方針が井上毅に限らず木下門下生の間個人に強固な自負を持たせた素養の根源となつていたものなのである。

近代熊本と明治国家形成に盡瘁した門下生達を入塾の年代順に簡単な経歴と党派を列挙してみる。嘉永二年三月入塾で熊本選出の衆議院議員となつた学校党の木下助之(木下犀潭の弟)。嘉永三年一月入塾で熊本県立中学校長となつた学校党の栃原東皐(添潭の長子)。嘉永四年一月に三十一歳で入塾し、後に東京大学教授となり、中江兆民の師として著名な学校党所属の岡松

薗谷。嘉永四年六月に入塾し九州改進黨領袖となり、憲政党の衆議院議員として活躍した実学党の嘉悦氏房。嘉永四年六月に入塾し、後に横井小楠の門に入り、北海道長官となり貴族院議員で男爵を授けられて、嘉悦氏房・山田武甫・宮川房之と共に小楠門下生四天王と言われた実学党の安場保和。嘉永七年八月に入塾し第一高等中学校長及び衆議院議員となつた実学党の古莊嘉門。安政二年十月に三十六歳で入塾し、神風連の乱に敬神党第六隊参謀として殞れた斎藤求三郎。安政三年四月に入塾し、明治政府の外交官として甲申京城事変を処理し、後には東京帝國大学で漢学を教えた学校党の竹添進一郎。安政三年五月に入塾で学習院幹事となり或いは齊々齋長で学校党の木村弦雄。安政四年七月の入塾で明治政府の法制官僚となり、最後は第二次伊藤内閣の文相となつた井上毅、所属は言わずと知れた学校党である。安政六年六月に入塾し、玉名村に河棲園を開校して塾長となり、後には熊本県会副議長として活躍した学校党の友枝庄蔵。万延二年四月入塾で、井上毅と共に岩倉遣外使節団の随員として渡欧し、法制官僚となつた多久藩出身の鶴田皓。万延二年四月入塾、肥後藩家老長岡是容の次男で井上毅の主君であり、後には侍従長となつた実学党坪井派の領袖米田虎雄。文久二年二月の入塾で、後には熊本師範学校舎監や各小学校長を歴任して熊本教育界の重鎮となつた学校党の吉田泰造。慶応三年二月の木下の亡くなる一月前に入塾し、愛国社結成や植木学校創設に関与し、熊本民権党の雄であつた宮崎八郎。宮崎は西南戦争では西郷軍に味方をし、熊本共同隊本營付参謀長として八

代の官軍との戦で二十七歳を一期に散華した。木下塾出身の門下生達は所属の党派は学校党・実学党・敬神党・民権党と相違したが、孰れもが維新後における黎明期の近代熊本の形成に盡瘁したのであった。

三 木下塾出身で藩費時習館への進学者達

時習館は細川第八代藩主重賢の時に家老堀平太左衛門と儒者秋山玉山によつて宝暦五年（一七五五）一月に熊本城内二の丸に開校された熊本藩の藩費であつた。時習館の学生には藩士の子弟は大小身の差別なく許可をし、輕輩陪臣の子弟でも抜群の者は許した。尚、農商人の子弟でも抜群の者は入学を許可したので、藩費は優れて特別の学制を持っていたのである。時習館の教則は十五才以上を入学させ、先ず習書齋に入り、次に論語・孟子等の素読の句読齋と左伝を独読できると蒙養齋に移し、文義を解すると講堂に転昇せしめ、爾後は文選・通鑑・漢書等が独看できると試験の結果青我齋の居寮生とした。時習館の教職には総教・学校方奉行・教授・学校目附・助教・訓導・句読齋・習書師等がいた。安政時代には習書齋生徒が五百名、句読齋生徒が五百名、青我齋の居寮生は二十七名位であつた。熊本大学図書館所蔵の『居寮生之儀付而扣帳』によると木下塾出身者で居寮生に進学した者には、岡松蓮谷、嘉悦氏房、栃原東臈、安場保和、木村弦雄、井上毅、竹添進一郎、吉田泰蔵、宮崎八郎等がいた。官塾としての木下塾は熊本藩一番の進学塾であつた。

四 井上毅と西南事変

明治十年一月、太政官大書記官井上毅は参議で法制局長官伊

藤博文と共に畿内の民費賦課法調査のため関西に出張していた。同月晦日に勃発した西南事変に際して井上毅は参議大久保利通と海軍大輔川村純義に宛て同年二月二十七日に「戦ハ初一戦ニ有リ、敵モ務メテ熊本ノ一戦ヲ争フヘシ。縦令鹿児島ヲ棄ルモ、カヲ極メテ熊本ヲ争ヘシ。故ニ熊本ノ一戦ハ全国安危ノ係ル所ト云フモ可ナリ。九州ノ人ハ只熊本ノ一戦ヲ視テ向背ヲ決セントス。（中略）大兵ヲ用キテ内外挟ミ撃ツモ可ナリ。」と書簡を出して西郷軍の熊本の南北からの挾撃策を提議した。井上毅はそこで熊本の事情に詳しいために別動第二旅団の陸軍少将山田顯義司令長官に乞われて、長崎出張を三月十八日に命じられてその麾下に入った。井上は別動第二旅団の軍属として直ちに西下し肥後八代に上陸して南からの熊本城攻撃に参加し、西郷軍を熊本から敗退させた。

五 力食社創設と井上毅

西南事変によつて灰塵となつた熊本復興のために井上毅は暫く熊本に踏み止まつて、士族救済の機関として力食社を創設することに盡力した。井上毅は帰京後は明治十年七月に在熊中の内務書記官品川弥二郎に政府の力食社援助金の支出方について助力を依頼していた。また右大臣岩倉具視と大藏大輔松方正義に政府資金による力食社への助成を願っていた。この時点で井上毅は岩倉右大臣を初めとして大久保参議や山県内務卿及び伊藤参議・山田司法大輔・松方大輔等の明治政府の枢要な人物を知り得ていた。かかる関係が既に成立していたので、後に井上毅はこれら要人の意見の代草を数多く手がけ、また明治十四年

の政変の舞台廻しの役を演じることが可能となったのも強さ故無しとしないのである。

六 紫冥会設立の経緯と結党檄文の起草

紫冥会は明治十四年九月に将来の立憲政治を予定して井上毅の主導によって熊本に設立をみた国権を主義とする政治結社であった。これは明治十三年の夏に党派を越えて主義を論ぜず専ら懇親を主とし、士族授産を旨として発足した力食社の成功を見たが故に、創設された忘吾会が前身となっていた。忘吾会は沼山実学派・坪井実学派・学校党派・勳皇党派・相愛社派・敬神党派の参加による熊本では党派を一新する会であった。しかし、自由民権運動に対抗する国権運動が十四年四月頃に忘吾会の中に発生すると会は敢無く瓦解した。不知火が灯る有明の海に黎明を告げる紫冥が会の名称で、結党の檄文は十四年政変の画策を暖めていた井上毅が立憲議會会制の構想を描いて編まれた。その檄文に曰く、

能ク国ヲ興ス者ハ政党ナリ。能ク国ヲ覆スモ亦政党ナリ。之ヲ將ニ顛レントスルニ扶ケ、之既ニ危キニ持ツ者モ亦政党ナリ。国ノ禍福ハ政党ヲ制スル者如何ト視ル。今天下方ニ政論ニ急ニ漸ク政党ノ勢ヲ成ス(中略)我輩ハ立憲尊皇ヲ以テ主義トス。而シテ雜ユルニ分毫共和ノ説ヲ以テスルヲ好マズ。我輩ハ人民参政ノ權ヲ得ルコトヲ冀ヒ、其緩急ノ宜キヲ制スルハ一二我カ皇上ノ聖裁ニ存ルコトヲ仰ク。(中略)我輩ハ不偏不黨至理ノ在ル所ヲ求メ、以テ百世ノ公論ヲ待ツ。將ニ此説ヲ以テ之ヲ世ニ問ハントス。天下ノ志士必ス我輩ノ誠意

ヲ諒スル者アラン。

全く以て明治十四年九月の段階においては格調の高い国権主義の結党の檄文である。この趣旨は明治十五年三月に設立を見た立憲帝政党へと受け継がれて行く事になるのである。

七 濟々齋の創設と井上毅

濟々齋創設の母体は紫冥会であった。明治十五年二月に齋長に飯田熊大を、教授には古荘嘉門・木村弦雄・友枝庄藏等を迎えて開齋された。孰れの仁も熊本における学校党の雄である。

明治二十四年十月に濟々齋が九州学院に合併した時に旧濟々齋長木村弦雄が井上毅におくった書簡を見て本項の結論とする。

奉_レ啓上_レ候。兼而達_ニ上聞_ニ候学校合併之事件、先日願書差出候處、昨日許可相成候。此段御報道申上候。舊濟々齋之事ニ付、多年之御尽力ヲ以、是迄之盛大ニ至り候段、本齋一同ニ代り小生ヨリ奉_ニ鳴謝_ニ候。随而今般創立致候九州学院ニモ不_レ相替_ニ御助勢奉_レ願候。右報道旁如_レ斯_ニ御座候。敬白。

十月十七日

舊濟々齋長

木村弦雄

井上毅殿

最後に、井上毅が濟々齋の発展を祈念して「肥後なる濟々齋の人々に送るとて」と題して作った和歌一首を次に載せて終りとする。

いやひろに をしえひろめよ 現世に
まよはぬ道の 道しるへして

熊本近代史の諸問題

花 立 三郎

(前熊本大学教授
教育史)

去る八月末の梧陰文庫研究会の熊本シンポジウムは、熊本にとって大きな刺激であったことを先づ申し上げておかなければならない。その点で、このために大変な御苦勞をいただいた梧陰文庫研究会に感謝の意を表したい。

熊本における戦前の日本近代史の研究は、熊本社会の凡てにわたって支配しつづけた保守勢力学校党、および勤王党に向けられていた。革新的な批判勢力であった横井実学党への関心や研究は、ほとんど無視されていたといつてよい。戦後の研究は、いきおい横井実学党や民権勢力や非体制派に向けられてきた。一九六〇年に出版した熊本近代史研究会の研究対象もほとんどそうであったといつてよい。以来三十年余、熊本近代史研究会の活動につれて、熊本近代史もようやく明かになったが、研究の成果は実学党に限られていた。その研究成果の上にならなければ、熊本の近代を知るには、実学党を明らかにするだけでは不十分であり、実学党とともにその反対勢力である学校党、勤王党、さらに国権党の研究がすすみ、両々相まって完全なる近代熊本および近代日本の実態知ることができるという自覚と反省が研

究者の間に起こってきた。学校党、勤王党―国権党と連なる系列で、第一に注目すべきは井上毅と佐々友房である。ことに井上の研究は最重要なことと考えられてきたのである。こういう機運のなかでのシンポジウムであったので、この研究会の意義は研究者の意識に深く入り込み、その熊本史学界に与えた刺激と意義はきわめて大きなものがあつたと評価されるのである。私は、以上のように今回のシンポジウム開催の意義を把握し、今後の熊本史学界の研究に資すること大なるを疑わないのである。

井上と熊本との関係は、彼が修学の功を積んで東京に出てからは、明治十四年まで交渉がないといつてよい。その彼が熊本にはつきりと姿を表わし、その影響力を發揮したのは紫溟会という新党結成のときであつた。当時熊本では自由民権運動が盛んで、それは全国的にみて高い水準のものであつた。

明治十一年愛国社の再興をきっかけに、名古屋に福立社、三河に交親社、出雲に尚志社と、各地に民権結社が設立されるという機運に促されて五月相愛社が設立された。相愛社は池松豊記、松山守善らを中心に、愛国社にも加わり、全国の運動と連携しつづ活動すすめていった。やがて有馬源内、宗像政、高田露、宗像景雄らの若手を加えて党勢を伸ばしていった。

一方、明治十二年四月発足した熊本県会では、実学党議員が多数を占め、県会を牛耳って、議会活動による民権運動を展開して相愛社の活動と呼応していた。

こういう状況のなかに明治十三年十月徳富猪一郎が帰熊し、

相愛社に加わった。彼は相愛社でたちまち頭角を顕わして、社を代表する活動家となった。彼は相愛社の遊説運動の先頭に立つて、演説に執筆に縦横の働きをしたが、彼が取り上げたテーマは、「民権論者諸君ニ告グ」「国権ハ如何ニシテ張ル可キ哉」「腰拔民権」等で、その活躍は十九歳の青年とは思われぬほどの華々しさがあつたと思われる。彼が属した相愛社は、当時民権結社のなかでも左派に組し、人民主権や一院制議會、さらに共和制をも辞さないとするほどに急進的革命主義を唱えていた。

こうした自由民権運動が盛んであつた熊本に紫溟会が結成されたのである。紫溟会は民権結社が多くして、反政府勢力、批判政権党の横行に対して、政府党、政権支持勢力をかためて、民権勢力に対抗しようとした政府の政策にもとづくものとされている。その政府党結成の最初の地として選ばれたのが熊本である。熊本に政府党をとの動きには井上が中心としてあつたといわれている。当時政権の中核にあつた井上が政党の結成に動いたことは容易に理解できることである。それが最後に紫溟会結成となつて実現するが、この紫溟会結成にあつては、いくつかの疑問が残る。

ここで、これまで中央政権の中核にあつて遠く熊本から離れていた井上が、にわか大きくその影をあらわしてくる。すなわち、熊本から離れていた井上が、政府党結成の候補地として最初に熊本を選んだのである。熊本が井上の出身地であり、それゆえに旧知が多かつたということが真先に考えられるが、それだけの単純なことではあるまい。熊本の民権運動が盛んであ

るとみたためか、あるいは逆に非力とみたがためであるか。どちらとも考えられることであるが、そんな出身地の関係とか、相手の強弱という戦略的なことによるだけでなく、井上が特に熊本に紫溟会を結成しようと考えたのは、なんに基づくのか。

紫溟会が、熊本の民権勢力にとつて急に強大な敵対勢力となり、やがて教育機関として濟々費を生み出し、教育勅語の先駆的教育方針の学校となるが、このことを初めから計算に入れたことなのか。井上の壮大なる明治国家形成の構想のなかの一環として考えられたのであろうか。もし、梧桐研究会において、この問題について御回答していただければ幸である。

L・L・ジェーンズの思想

田中啓介

(熊本女子大学教授)
(アメリカ文学)

井上毅が生れ育った熊本近代に大きな影響を及ぼしたL・L・ジェーンズの思想と、熊本洋学校を中心とした彼の事業の意義について報告した。井上の晩年、ジェーンズ第二回目の来日中、京都で二人は会ったと記録されているが、それ以外には、二人の交流も、直接的な影響もなかったであろう。しかし井上の精神形成期と重なる幕末の日本は、新時代の模索の一環として、蘭学から英学へという、西洋文明による開化を求めていた。熊本藩も、横井小楠とその影響下の実学党を中心として西洋文明の導入を急ぎ、その結果明治四年にジェーンズをアメリカから招き、熊本洋学校を発足させた。井上が若くして仏学を志したのもその大きな流れの一環であったとすれば、広い視野でとらえれば、井上とジェーンズは必ずしも無関係とばかりは言いきれないであろう。しかし結果的に、二人が達成した業績は大きな隔たりを見せた。その意味では、井上毅研究にとつてジェーンズは、対極から彼を照らし出すマイナーな光源にはなりうるのかもしれない。

明治四年三十四歳でジェーンズが来熊した時、井上は二十八

歳ですでに司法省に仕官していた。つまり、木下塾、時習館、横浜・長崎での仏学、開成学校という修業時代を過ぎており、その後ジェーンズが離熊する明治九年まで、井上は江藤新平らとのフランス・プロシヤへの旅とそれに続く激動期の中央での仕事に多忙であり、その間熊本政治に関わることも、ましてジェーンズや熊本洋学校に関わることもなかったであろう。結局井上と熊本時代のジェーンズとの関係は一切なかったと言えよう。

井上の思想とジェーンズの思想は大きな乖離を示していたと言わなければならない。それは、近代日本の知識人の二つの大きな思想の流れを典型的に表わしていたように思われる。井上の思想の特質についてはここであらためて触れるまでもない。ジェーンズの思想は、典型的な十九世紀アメリカ人のそれであった。ジェーンズの熊本時代の回想録「クマモト」と、熊本時代の彼の業績によつて、彼の思想の特質を明らかにしてみたい。「反封建主義」。ジェーンズは熊本をはじめ訪れた時、封建主義がその地域を金しぱりにしていると感じた。彼は封建主義を近代的進歩の対極としてとらえた。即ち、封建主義は進歩を阻み、停滞を強いる。彼は、地域のすべてが——住民の思想も、感情も、衣食住にいたるまで——封建主義に蝕ばれていていると感じた。傲然とそびえ立つ熊本城はまさに封建主義の象徴である。彼はそれを敵対すべき物の象徴として感じ、地域全体の開化に対して強い使命感を持った。

「啓蒙主義」。これは彼の反封建主義から必然的に導き出され

る理念である。彼は、「嘘」はただ一つ、それは迷信という嘘、「真実」もただ一つ、それは啓蒙による進歩という真実、と述べる。彼が熊本で行なった事業は、熊本洋学校における教育、地域住民に対する生活改善、殖産興業の指導、「熊本バンド」として結実するキリスト教の伝道という三つの項目に集約することができるが、そのすべての根本に啓蒙主義がある。彼の理念は、明治七年熊本洋学校の継続祝賀の会で彼が行ったスピーチ（「洋学校教師祝文訳」）の中に格調高く示されている。詳細は省くが、当然彼は教育の功徳を高く評価し、その基本姿勢は人民中心主義（民主主義）でなければならぬとした。「人間性への熱誠」は彼が繰り返し使う言葉である。アメリカの生活方法や農業を導入して、住民の生活向上をはかるのも、その熱誠に由来しており、彼がキリスト教を伝えるのも、人民の迷信や多神教の「迷妄」から覚醒させたという（或る意味では一方的な）彼の啓蒙の使命感から来ている。

「合理主義」。彼の啓蒙主義の根本には、西洋近代の合理主義があった。彼は自然の進化と宇宙の調和を説く合理主義者で、生徒や住民の中に見られた「無秩序」や「混乱」の世界観を克服し、不可知論を克服することが、彼の主題でもあった。彼のキリスト教も一種の彼の理神論で絶対者の存在を措定することによって、宇宙や自然についてすべて合理的に説明できるとした。

「アメリカ民主主義」。結局彼は開拓時代末期のアメリカ精神を具現していた。アメリカ大陸の開拓の余地も乏しくなり、当

時アメリカ捕鯨船団は、大洋開拓を行ない、大挙太平洋に乗り出していたが、ジェーンズはさらにそのまた西の日本にまで、教育の使命をもって乗り込んできたフロンティアアーズマンであった。彼のアメリカ精神は、彼がよく生徒に説いた奴隸制反対の態度や、男女平等論（明治七年に彼は熊本洋学校で共学を実行した）によく表われていた。熊本にも、横井小楠のジョージ・ワシントン崇拜等アメリカ理解の基盤があり、時代の要請もあって、ジェーンズの熊本における孤独な努力は、大きな成果を挙げたと言えよう。

冒頭に触れた井上とジェーンズの出会いは、井上の死の二・三ヶ月前のことであったという。二人は日本の教育問題について意見を交換したが、井上はジェーンズが主張する大変ブラックティカルな教育施設改善案に理解を示した。ジェーンズは井上の結核による早世を惜しみ、彼のことを「善良で熱誠の政治家」と記している。

コメントと質疑応答

小原薫氏は、三人の報告に対して個別的に質問とコメントを行なった。第一報告に対しては、(一)木下塾に多彩な門人たちが集ってきた理由、(二)木下が理解した儒学は何であったか、またその井上への影響、第二報告に対しては、(一)ジェーンズの「文明の宗教としてもキリスト教」が教え子たちに強く働きかけたのではないか、(二)十九世紀前半の欧米プロテスタントに共通していた教育と啓蒙との重視がジェーンズに典型的に現われていたのではないか、(三)井上とジェーンズの視点の違いは、利生安民としての治者の立場と強烈な個人主義に基づく自立した市民の立場との対照ではなかったか、第三報告については、(一)第一報告との関係で、相愛社が当初紫溟会にかかわった理由、(二)大江義塾時代の蘇峰と塾生との間に思想的相違があったのではないか、(三)塾生の生産社会⇨経済活動への関心は、という多岐にわたっていた。

木野氏は、木下塾をもっと研究することが、熊本の思想史研究についても、井上研究についても必要であると強調し、近刊の『井上毅伝・史料篇』の続刊に、井上毅の若年時の漢学研究ノートを入れることを明らかにした。田中氏は、コメントの三点に賛意を表し、ジェーンズ史料を引いて補足説明をした。花立氏は、紫溟会には、相愛社は参加せず、実学党も脱退して、結局保守派の結集になったこと、大江塾生に庄屋郷土層が多かったことが士族民権的色彩と関係があったと答え、紫溟会撤文については、木野氏が補足して、井上がその草稿を書いたのは、

十四年政変の直前であり、そこには、政変後の構想が示されていたと指摘した。その後の質疑応答の中で、熊本の研究者による学校党、実学党などの性格の詳細な説明がなされたことは有益であった。

シンポジウムは、問題が多岐にわたり、時間的制約もあって、十分に論議し尽くされたとはいえないが、近世と近代とをつなぐ論点はかなり明らかにされ、梧陰文庫研究会の十年に余る歩みの中で、初めて熊本で地元の研究家の方々と交流することができたことは、大きな成果であった。出席者約六十人、終始熱心に傾聴し、かつ討論に参加して下さった。特に木下犀潭の孫木下としさん(八十四歳)と井上毅の孫井上匡一氏が出席し、師弟の孫同志が初めて対面したことは、有意義であった。

シンポジウム終了後、五時半から八時まで約三十人が参加して懇親会が行われ、熊本の集いを、和気藹藹の中に締めくくることができた。御協力下さった方々に厚く御礼申し上げる。最後に、企画段階から全面的に協力して下さった岩岡中正氏の総評を掲げる。

総評——熊本から

岩 岡 中 正

(熊本大学教授
西洋政治思想史)

先ず何よりも、公開シンポジウム「近代熊本の黎明」という形で熊本に大きな知的刺激を与えていただいた点で、梧陰文庫研究会の皆様感謝せねばならない。熊本からは五十余人の方々が熱心に参加したが、それは、このような企画が地元熊本でも案外少なく、今回の催しが勉強の絶好の機会だったからである。

熊本において井上毅は、教育勅語の起草者として一部に知られてはいるものの、思想家としての関心はそれほど高くはない。熊本でよく語られる漱石、ハーン、蘇峰、小楠らとは比べものにならない。それは、熊本からの頭脳流出者である井上の宿命であると同時に、これまでの熊本での研究の手薄さにあると思われる。つまり、敬神党については故・荒木精之氏を中心に研究が展開され、実学党については、戦後長く熊本の近代史研究を担ってきた熊本近代史研究会によって精力的に研究が進められてきたのに対し、(午後の報告で花立氏も述懐されていたように) 学校党系の人々に関する研究は立ち遅れてきた。しかし、藩政期にまでさかのぼって熊本の思想風土に着目し、井上を軸

として近代化の萌芽とその展開を通観した今回のシンポジウムは、個々の党派研究を超えて、よりトータルな熊本近代史研究へのきっかけを、熊本の人々に与えてくれたのではないかと思っている。その意味で、今回、たんに井上研究にとどまらず熊本の近代の黎明を全体として俯瞰する企画を立てられたことを高く評価したい。今回、シンポジウムを拝聴して数多くの有益な示唆を得たが、以下、個々の報告に対する私の個人的印象を簡単に述べさせていきたい。

午前中の第一部「近世の熊本」の高塩報告は、豊富な資料と明快な論旨で熊本藩刑法の先駆的近代性を明らかにされた。また「刑法草書」の成立過程も丹念な実証的研究として興味深かった。小林報告は、一方で経書や中国律とその受容についての深い造詣と、他方での「法的思考」についての法哲学的考察の基盤の上で、井上にまでつながる熊本藩の法的思考の伝統を浮き彫りにされた。またこれらに対する山中氏の適切なコメントも、二つの報告の研究史上の意義を明らかにして私共の理解を深める上で有益であった。全体として午前中の報告について、熊本藩刑法の研究を通して熊本における近代思考の淵源をたどるという示唆的なアプローチと、「法的思考」という「法」の根本問題を軸に藩法史を見る魅力的な視角に、感銘を受けた。また、なぜ熊本藩でこのような近代思考が発生したかという私の素朴な疑問に対して、小林教授は熊本藩の学問の実践的性格を指摘されたが、これも貴重な示唆であった。

続く午後の第二部「明治の熊本」の木野報告は、井上研究へ

の深い造詣を基礎に、井上の思想形成との関連で木下犀潭塾の実態を解明された点で、とくに貴重であった。田中報告は、熊本の近代化を理解する上で重要なジェーンズの思想の全体像を、西欧思想と照合しつつ明らかにされた点で有益なものであった。また同報告では、ジェーンズの失意の後半生にも光を当てて「人間ジェーンズ」を浮び上らせたところなど、やはり英米文学御専門の報告者らしい一面も見せていただいた。最後の花立報告は、井上も関与した紫雲会結成と相愛社時代の蘇峰の關係に焦点を当てつつ当時の政治・思想状況を浮かび上らせるダイナミックなものであった。また小原氏のコメントは、熊本の近代思想の端緒としての共通点をもちながらもなかなかまじめにくい、これら三つの報告に対して、適切な質問を通して、私たちの理解を深めていただいた。とくに「文明の宗教」としてのジェーンズのキリスト教理解や、秩序の観点からの井上とジェーンズの視点の比較論などは、示唆に富む指摘であった。これら午後の報告についての感想としては、井上の思想基盤をさぐるという点から、木下塾の教育の思想的性格、および時習館教育の思想的性格、さらにはそれらがその後の井上の西洋思想（仏学）受容とどう關係していたのか、などの諸点についても触れていただければ、私共へのいっそうの啓蒙になったと思われる。

また、シンポジウム全体を通しての感想としては、今回、藩法や井上を軸に熊本における「近代の黎明」がクローズアップされたが、今日に至る熊本の思想風土という点からいえば、こ

の近代性のその後の消長と位置づけについて考えさせられるところが大きかった。その意味でも、熊本におけるその他の、たとえば反近代的思想との交叉や比較も含めて、先にも述べたように、近代熊本の思想をトータルに見ていくことが、今後、私共の重要な課題となるであろう。最後に、明治国家の構想者としての井上毅研究という壮大な目標に向かっての梧陰文庫研究会の今後のいっそうの研究の進展を期待するとともに、近い将来再び、このように有意義な企画をもつていただくことをお願いして、本シンポジウムのテーマとはかなり専攻を異にする私のつたない総評を終えたい。